



令和3年2月3日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 中山 実郎



国民健康保険事業の運営について（答申）

令和3年1月21日付け発福保第1114号で諮問のありましたことについて、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

答 申 書

(令和3年2月3日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

平成30年度からの国民健康保険は、国等からの公費の調整や保険給付の財源の確保については都道府県が財政責任を担うため、当該年度内の市町村の財政リスクは回避される仕組みとなった。一方、都道府県域内の市町村が支え合う要素が強まることから、域内の統一的な運営基準や保険料負担の格差の平準化など、都道府県化の新たな枠組みの中で公平となるよう運営努力が求められている。

これまでの鳥取市の国民健康保険事業は、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保が見込める状況となった。また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用奨励、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

このような経営努力の結果、平成24年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、事業運営に必要な基金残高を確保するとともに、平成27年度と28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実施するに至っている。さらに制度改正の初年度にあたる平成30年度には、資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、概ね3年を経過しようとしているが、順調に事業を運営しているところである。

こうした中、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認された。外出の自粛など感染拡大防止と収束に向けた生活の変化に限らず、社会経済活動が変化し、市民生活に多大な影響が生じている。

このような運営経過とコロナ禍の影響下であることを踏まえ、令和3年度の鳥取市の国民健康保険事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）」に基づき、令和3年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は現行どおり据え置きとされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおり据え置きとすることが適当である。

(賦課限度額)

令和3年度の基礎賦課額を現行どおり据え置きとする。

- ・ 基礎賦課額（医療分） 63万円（現行どおり）
- ・ 後期高齢者支援分 19万円（現行どおり）
- ・ 介護納付金分 17万円（現行どおり）

※参考 賦課限度額の推移

基礎賦課額（医療分）

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
国	基準	52	54	54	58	61	63
鳥取市	実績	52	54	54	58	61	63
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援分

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
国	基準	17	19	19	19	19	19
鳥取市	実績	17	19	19	19	19	19
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

（単位：万円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
国	基準	16	16	16	16	16	17
鳥取市	実績	16	16	16	16	16	17
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

鳥取市の国民健康保険事業は、制度改革が施行された初年度において、資産割の廃止を含めた保険料率の全面改定を行ったが混乱はなく、また、概ね見込みどおりの決算が継続され、順調に運営されている。

そのような中、制度改革の4年目を迎える令和3年度は、鳥取県が医療費推計を下方修正するとともに、鳥取県の決算剰余金が市町村の負担する国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）の引き下げ財源として投入されることなどから、鳥取県が算定する納付金は、減を見込まれている。

また、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、医療に限らず、社会全体に大きな影響を与えており、いまなお予断を許さない状況が続いている。

このことを踏まえ、令和3年度の保険料率について検討した結果、諮問どおり納付金の減を最大限反映し、保険料率を引き下げることが適当であるとの結論に達した。

（保険料率）

令和3年度の保険料率を以下のとおりとする。

医療分（基礎賦課額）

現行			令和3年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
7.2%	23,000円	24,600円	6.1%	20,900円	22,000円

後期高齢者支援分

現行			令和3年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	現行どおり		

介護納付金分

現行			令和3年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.4%	9,400円	7,000円	2.2%	9,200円	現行どおり

当協議会の意見として

令和3年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、国保の都道府県化の下、県への納付金の減を最大限生かし、保険料率を引き下げできることは当協議会としても望ましい状況であるが、これまで県への納付金が短期的に著しく変動していることから、今後の被保険者の負担が短期的に増減しないよう、保険者としてのさらなる経営努力を求めるものである。

また、財政運営の責任主体である鳥取県に対しては、制度改革の趣旨を深化させ、中長期的な展望を示し安定的な運営に努めることはもとより、市町村が負担する納付金が年度間で大幅な差異が生じないよう平準化する仕組みを検討することを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じながら、今後の財政の健全化及び安定した事業運営ができるよう、次の点について意見を申し述べる。

- 1 将来の統一化に向けた保険料率のあり方については、鳥取市の所得階層や世帯構成などの実態に応じた保険料区分（所得割、均等割、平等割）毎の賦課割合を踏まえて、議論すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響などにより先行きが見通せない中、被保険者の負担軽減につながるよう努めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、短期被保険者証を無条件で交付することはやむを得ないものの、コロナ禍の終息を見据え、短期被保険者証の交付方法は、公平性に配慮し、慎重に検討すること。